

特区民泊事業者の皆様へ

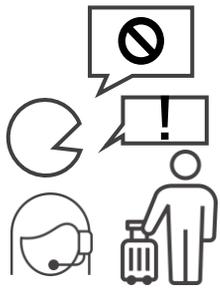
【重要】ガイドラインの改正に伴う運営管理体制の整備・遵守について

特区民泊施設の増加に伴い、施設の周辺住民からの苦情が増加しています。苦情の発生を防止するためにガイドラインを改正し、事業者が遵守する運営管理体制を追加しました。(令和8年3月25日改正)

下記の体制を整備いただき、地域と調和のとれた民泊運営を行っていただくようお願いいたします。

主な改正点

滞在者への口頭説明、直接注意・退室措置等



施設使用開始時の滞在者への注意事項については、**電話や口頭**により説明してください。

苦情があった際も、同様に**直接注意**を行い、改善されない場合は、**退室を促す等の措置**を講じてください。

注意事項の室外掲示

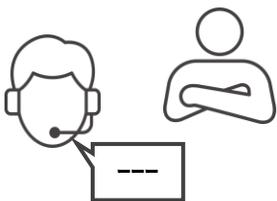
Please do not make any loud noises!
请不要大声喧哗!
大騒ぎしないで!
NO LITTERING!
禁止乱扔垃圾!
ポイ捨て禁止!



騒音やごみに係る注意事項を施設の出入口等に掲示し、注意喚起を徹底してください。

大阪市で掲示用シートを作成しています。詳しくは下記URLをご確認ください。

苦情対応結果の報告



苦情等の申出に対する滞在者への**措置結果を申出者へ報告**し、申出者が営業者の対応状況を把握できるようにしてください。

苦情対応記録の保管



苦情等の**対応経過を記録**し、滞在者名簿と合わせて、**3年間保管**してください。

引き続き遵守する内容



おおむね10分程度の駆けつけ体制



苦情連絡先の24時間通話対応

その他ガイドラインの詳細については下記URLまたは二次元コードからご確認ください。

【大阪市HP】(国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000341012.html>

